

## 子育て支援事業支援計画の変更に伴う代用計画の策定について

## &lt;子育て支援事業支援計画の変更について&gt;

- ・乳児等のための支援給付を実施するためには、子ども・子育て支援事業計画を変更する必要があるが、計画変更の代替措置として市町村及び都道府県が策定する計画（代用計画）によることを可能とされている。
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援の提供体制の確保の内容を記載する必要がある。
- ・代用計画による場合にも、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴取する必要がある。

## &lt;第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画の内容&gt;

(現在の計画)

## (8) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、生後6か月から満3歳未満の就学前のこどもで、子どものための教育・保育給付を受けていない者（保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設に通っていないこども）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、面談や子育てについての情報の提供等の援助を行う事業で、月一定時間まで利用することができます。

本市では、実施が義務付けられる令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

## ◆市全域

単位：人日（月当たり）

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児		37	37	37	37
	1歳児		48	48	48	48
	2歳児		80	80	80	80
	合計		165	165	165	165
②確保の内容			165	165	165	165
差(②-①)			0	0	0	0

上記の策定済みの計画に、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容を追記する

## &lt;追加で記載する事項（案）&gt;

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。